

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一二三―三九

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務)	(給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務)

第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 五 (略)

六 出入国在留管理庁の研修に関する業務であ

つて、人事院が定めるもの

七 十五 (略)

(給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務)

第四条 給与法第十条の三第一項第二号の人事院

規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 次に掲げる組織の業務

イ 五 (略)

リ 科学技術・イノベーション推進事務局

第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 五 (略)

(新設)

六 十四 (略)

(給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務)

第四条 給与法第十条の三第一項第二号の人事院

規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 次に掲げる組織の業務

イ 五 (略)

(新設)

又| 健康・医療戦略推進事務局

ル| ア| (略)

二 (略)

(新設)

リ| エ| (略)

二 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。